

一人一人が輝く共生社会の形成に向けて

小・中学校等における「通級による指導」

「通級による指導」とは

大部分の授業を通常の学級で受けながら、一部、障害に応じた特別の指導を特別な場（通級指導教室）で受ける指導形態で、障害による学習上又は生活上の困難を改善し、又は克服するためのオーダーメイドの指導です。内容は、**特別支援学校学習指導要領の「自立活動」に相当する指導**になります。

通級による指導の対象となるのは、言語障害、自閉症、情緒障害、弱視、難聴、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）、肢体不自由、病弱及び身体虚弱の児童生徒です。



文部科学省
「障害に応じた通級による指導の手引」



「解説とQ&A」



文部科学省や千葉県教育委員会のHPにも「通級による指導」に関する情報が掲載されています。

「自立活動」とは

「自立活動」とは、「個々の児童又は生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達を基盤を培う」ことを目標としており、個々の児童生徒の障害の状態や発達の程度に応じて、実態把握をもとに、指導目標を設定して行われるものです。

【指導目標の一例】

- ・対人関係に必要な基礎的な力の育成
- ・認知機能の改善、概念の習得
- ・コミュニケーション能力の向上
- ・状況の変化への適切な対応の習得
- ・運動機能の協応性、巧緻性の改善
- ・情緒の安定、心理的不適応への改善 等



特別支援教育指導資料
千葉県教育委員会



自立活動リーフレット
北総教育事務所

通常の学級の中にも、「通級による指導」の対象とはならないが、特別な配慮を必要とした、「**困り感のある児童生徒**」がいませんか？自立活動の視点を持ち、指導にあたることで児童生徒の困難さに気づき、適切な指導・支援を行うことができます。

指導の形態

自校通級

児童生徒が在籍する学校において担当教師の指導を受けることができます。児童生徒や保護者は通学の負担がありません。

他校通級

他校の通級指導教室に定期的に通います。自校に通級指導教室がない児童生徒も、近隣の学校で指導を受けることができます。

巡回指導

他校の担当教師が、対象児童生徒のいる学校を巡回し、指導を行います。児童生徒は移動の負担がなく、在籍校で指導を受けることができます。



「通級による指導」の実際

通常の学級での学習におおむね参加でき一部特別な指導を必要とする児童生徒が指導の対象です。

言語障害通級指導教室

<対象>

言語障害の状態は様々ですが、口蓋裂、構音器官のまひ等器質的及び機能的な構音障害のある児童生徒、吃音等話し言葉におけるリズムに障害のある児童生徒、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある児童生徒です。

<指導内容>

- 正しい音の認知や模倣、構音器官の運動の調整、発音・発語の指導など構音の改善に関わる指導、話し言葉の流ちょう性の改善や吃音のある自分との向き合い方に関わる指導、読み書きに関する指導等です。また、言語の障害は、児童生徒の対人関係等生活全般に与える影響が大きいことから、児童生徒の気持ちを受容しながら、話すことの意欲を高める指導も大切にしています。



自閉症・情緒障害通級指導教室

<対象>

自閉症又はそれに類する児童生徒や、主として心理的な要因により選択性かん黙がある児童生徒です。

<指導内容>

- 自閉症やそれに類する児童生徒に対しては、円滑なコミュニケーションのための知識・技能を身に付けることを主な内容とした個別指導を行います。聴覚に過敏さが見られ、特定の音を嫌がる場合には、自分で苦手な音などを知り、音源を遠ざけたり、音量を調節する器具を利用したりするなどして、自分で対処できる方法を身につける学習をします。
- 情緒障害で、言語表出によるコミュニケーションに困難がある場合には、学級の集団に安心して参加できるよう、身振りやカードなどを活用した非言語的コミュニケーションの学習をします。



弱視通級指導教室

<対象>

拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な状態の児童生徒です。

<指導内容>

- 視覚認知、目と手の協応、視覚補助具（弱視レンズ、拡大教材〔タブレット型端末カメラの拡大機能〕等）の活用、視覚的な情報収集・処理の方法について学習します。
- 各教科の内容を取り扱いながら、形の似た漢字の読み書き、地図やグラフ等の読み取り、道具の取扱いなどを学びます。
- 環境を整える力（適切な明るさの調整、使う道具の置き場所の固定化等）を身に付け、学習や生活の円滑化を図ることも大切です。



白黒反転している
タブレット型端末等



難聴通級指導教室

<対象>

補聴器等の使用によっても通常の会話における聞き取りが部分的にできにくい状態の児童生徒です。

<指導内容>

- 保有する聴力の活用を優先するため、補聴器等の適切な装用について学習します。また、聴く力や態度を身に付けるため、聞き取りの練習や音声の聴取及び弁別等の学習が考えられます。言語に関する学習としては、日常の話し言葉や書き言葉の学習、語彙拡充のための学習、言語概念の形成を図る学習等が主な学習内容です。
- 難聴に対する自分なりの受け止め、周囲の人たちの思いなどについても理解を深めるような学習に取り組み、通常の学級における学習や生活を円滑に行えるようにすることも大切です。



学習障害（LD）・注意欠陥多動性障害（ADHD）通級指導教室

<対象>

知的発達に遅れはなく、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と活用に著しい困難がある児童生徒、年齢又は発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性・多動性が認められ、社会的な活動や学業の機能に支障をきたす児童生徒です。

<指導内容>

- ・学習障害（LD）は、自分の障害の特性とその特性から生じている困難を理解するとともに、話したいことをメモしたり、そのメモを使って話したり書いたりする方法、漢字やアルファベットをタブレット等を活用して拡大する方法など、自分自身で工夫したり他者に支援を依頼したりするなどして、その困難の軽減を図ることができるようになるための学習をします。
- ・注意欠陥多動性障害（ADHD）は、グループ指導を活用し、ソーシャルスキルトレーニング等とおして、社会的技能や対人関係に関わる困難を改善・克服する学習も有効です。



肢体不自由通級指導教室

<対象>

歩行や筆記などの日常生活動作が困難な児童生徒です。

<指導内容>

- ・学習時の姿勢や言語の表出など、身体の動きや環境の把握、コミュニケーション等の指導が大切になります。
- ・自分自身の身体のことを理解し、様々な支援機器や補助的手段等を学習や生活に活用できるようにする学習をします。



病弱及び身体虚弱通級指導教室

<対象>

病気等により健康面や安全面に一部配慮が必要な児童生徒です。

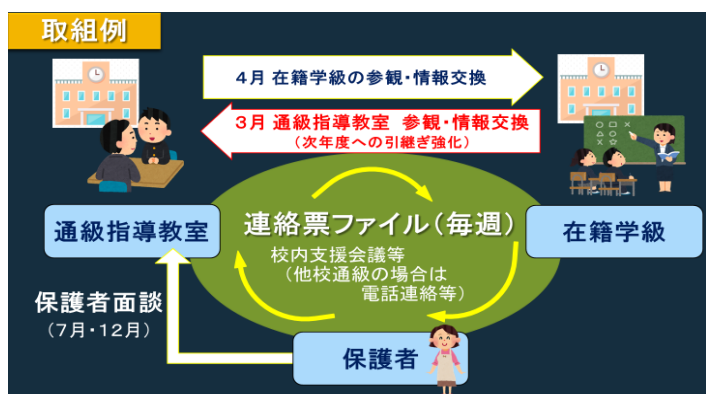
<指導内容>

- ・健康状態の維持や管理、改善に関すること、心理的な安定や体力の向上を図るための指導が中心となります。慢性疾患の児童生徒が自己管理や予防することの重要性を学ぶことで、自分の症状に合わせた活動を自分で選択できるように指導します。また、進行性の疾患や精神性の疾患のある児童生徒に対して、日記や作文を書くことで、ストレスとなった要因に気付いたり、ストレスを避ける方法や発散する方法を考えたりする指導などが考えられます。



【在籍学級との連携】

「通級による指導」はその指導の効果が、通常の学級における授業や生活において発揮できることが重要です。通常の学級担任は「通級による指導の内容」を通常の学級での授業や生活に生かしながら、全体の指導を行っていきます。これらを充実したものにしていくには、通常の学級担任と通級による指導の担当者が日常的に学習の進捗状況について情報共有しながら連携・協力を深めていかなければなりません。



【個別の教育支援計画・個別の指導計画とは】

「個別の教育支援計画」

在学中のみならず、乳幼児期から学校卒業後までを見通した視点を持って作成され、教育、福祉、医療、保健、労働等の関係機関が連携・協力して支援するためのツールとなるもの

「個別の指導計画」

学校の教育課程において、児童生徒一人一人の障害の状態等に応じたきめ細やかな指導が行えるよう、指導目標や指導内容・方法等を具体的に表した指導計画

○通級による指導を受けている児童生徒は、全員作成し活用します。

○通級による指導を受けている児童生徒については、通級による指導場面における計画だけではなく、在籍学級（通常の学級）における必要な支援と手だてについても適切に記載することが望まれます。

「通級による指導」よくあるQ & A

Q 1 : 県立特別支援学校における「通級による指導」とはどのようなものがありますか。

A : 県立特別支援学校では、地域の小・中学校に在籍している、視覚障害、聴覚障害（言語・聴覚を含む）、肢体不自由、病弱及び身体虚弱のある児童生徒について、通級による指導を展開しています。

Q 2 : 「通級による指導」の指導時間数について教えてください。

A : 通級による指導の指導時間数については、年間35単位時間（週1単位時間）から年間280単位時間（週8単位時間）までが標準として示されています。また、学習障害（LD）・注意欠陥多動性障害（ADHD）のある児童生徒の指導時間数については、月1単位時間程度でも指導上の効果が期待できる場合もあることから、年間10単位時間（月1単位時間程度）から年間280単位時間までが標準として示されています。

Q 3 : 「通級による指導」を行う時間は抽出での個別指導となると思いますが、どの教科の時間を「通級による指導」の時間に替えることが望ましいですか。

A : 通級による指導を毎週同じ時間帯に行うことになれば、毎週同じ教科等の授業が受けられないこととなります。小学校や中学校の教育課程は、各教科等を一通り履修することによって教育が成り立ちます。そこで、特定の教科や道徳科、特別活動等の内容の全てが履修できないということがないように配慮することが必要です。例えば、通級による指導を受ける時間や曜日を工夫することも配慮の一つとなります。

Q 4 : 「通級による指導」において、十分な教育効果を上げるためには、担当教師としてどのような力が必要となりますか。

A : 通級による指導が十分な教育効果を上げるためには、特別支援教育に関する専門的な知識や技能をもった担当教師が、個々の児童生徒の障害の状態や教育上必要な支援等を的確に把握し、それに応じた指導を行うことが求められます。

Q 5 : 家庭とはどのように連携を図ったらよいですか。

A : 通級による指導の充実のためには、家庭との連携も重要です。授業参観や「教室だより」などを通して通級指導教室の様子について知らせることはもちろん、児童生徒の様子や指導方法等について保護者と話し合うことも必要です。

<引用・参考文献>

改訂第3版 障害に応じた通級による指導の手引（文部科学省編・著）平成30年

特別支援教育の基礎・基本2020（国立特別支援教育総合研究所）令和2年

特別支援教育指導資料（千葉県教育委員会）令和5年

第3次千葉県特別支援教育推進基本計画・第3次県立特別支援学校整備計画（千葉県教育委員会）令和4年

自立活動リーフレット（千葉県教育庁北総教育事務所）令和4年